

## 令和8年度 電気工事士免状交付等業務 委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、令和8年度電気工事士免状交付等業務について、次の条項により委託契約を締結する。

### （業務の内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）免状交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- （2）免状の再交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- （3）免状の書換え申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- （4）免状の作成及び送付に関すること。
- （5）免状交付台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- （6）その他、前各号に掲げる事務に関すること。

2 前項の委託事務の実施方法は、仕様書に定めるとおりとする。

### （委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 委託料の額は、下表に定める委託内容の区分に応じた1件当たりの処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む。）に実処理件数を乗じて得た額とする。

委託内容の区分		新規交付	再交付	書換え
1件当たり の処理単価	第一種電気工事士免状			
	第二種電気工事士免状			

### （契約保証金）

第4条 乙はこの契約の締結と同時に契約保証金として金\_\_\_\_\_円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 3 契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
- 5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

### （処理報告書及び成果報告書の提出）

第5条 乙は、月ごとの処理実績について翌月の5日までに免状交付申請処理報告書（様

式第1) (以下、「処理報告書」という。)に免状交付申請書を添えて甲へ提出するものとする。また、乙は、第7条に規定する各対象期間の末日から5日以内に、免状交付成果報告書(様式第2) (以下、「成果報告書」という。)を甲へ提出するものとする。ただし、令和9年3月分の処理報告書及び第4回分の成果報告書の提出は、令和9年3月末日までに行うこととし、提出日は甲の指示に従うこと。

(検査)

第6条 甲は、乙からの成果報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられた場合には、甲が指定する期間内に補正を行い、検査を受けなければならない。前項の通知は、補正後の検査において準用する。

(委託料の請求)

第7条 乙は、前条の規定による通知において、甲から補正を命じられなかったときは、下表の対象期間ごとに、当該期間内における各業務に係る処理件数に第3条に示す単価を乗じて得た金額を記載した請求書(様式第3)を速やかに甲へ提出するものとする。

	対 象 期 間
第1回	令和8年4月1日 ~ 令和8年6月30日
第2回	令和8年7月1日 ~ 令和8年9月30日
第3回	令和8年10月1日 ~ 令和8年12月31日
第4回	令和9年1月1日 ~ 令和9年3月31日

(委託料の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料(取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。)を支払うものとする。

(委託事務処理上の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙に対し委託事務の進行状況等の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を与えることができる。

2 乙は、事故等の発生により、委託事務の遂行に支障が生じると認めるときは、速やかに事由を付して甲に報告しなければならない。

(守秘義務等)

第10条 乙は、この契約の履行に当たって、この契約書の定めるところに従い、誠実に実施するとともに、この委託事務に関して知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

2 乙は、この契約の履行に用いた関係資料及び帳票を、第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸し出してはならない。

(目的外使用の禁止)

第11条 乙は、この委託事務に係る関係資料及び帳票等を、他の用途に使用してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第 12 条 乙は、免状業務を一括して他へ委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 14 条 乙はこの契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たり、別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約に基づく義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認めたときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じる場合であっても、甲はその責を負わないものとする。

第 16 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しく

は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

（損害の賠償等）

第 17 条 乙は、前条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、甲に与えた損害又は業務の支障に対し、甲の指示に従い速やかに損害の賠償又は修復の措置をとるものとする。

（契約の変更）

第 18 条 甲は、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

（契約の費用）

第 19 条 この契約の締結に関して必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

（疑義の解決）

第 20 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には、新潟県財務規則（昭和 57 年 3 月 1 日 新潟県規則第 10 号）に基づくほか、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙